

事 務 連 絡
令和3年2月19日

各都道府県介護保険主管課（室） 御中

厚生労働省老健局老人保健課

「科学的介護情報システム（LIFE）」の活用等について

介護保険行政の円滑な実施につきましては、日頃から御尽力賜り厚く御礼申し上げます。

厚生労働省では、平成28年度より通所・訪問リハビリテーションデータ収集システム（VISIT）、令和2年5月より高齢者の状態やケアの内容等データ収集システム（CHASE）を運用しており、令和3年4月1日より、これらの一体的な運用を開始するとともに、科学的介護の理解と浸透を図る観点から、名称を「科学的介護情報システム（Long-term care Information system For Evidence; LIFE ライフ）（以下「LIFE」という。）」とする予定です。

また、令和3年度介護報酬改定において、科学的に効果が裏付けられた自立支援・重度化防止に資する質の高いサービス提供の推進を目的とし、LIFEを用いた厚生労働省へのデータ提出とフィードバックの活用による、PDCA サイクル・ケアの質の向上を図る取組を推進することとなりました。

つきましては、LIFEを用いた厚生労働省へのデータ提出等が要件となる加算及びLIFEの利用申請の方法等について下記のとおり整理しましたので、管内の市町村ならびに介護サービス事業所等へ周知をお願い致します。

記

1. LIFEの活用等が算定要件に含まれる加算について

令和3年度介護報酬改定において、科学的介護推進加算を始めとし、LIFEの活用等が要件に含まれる加算が設けられます（別添1参照）。詳細な要件等については、今後、通知・事務連絡等でお知らせいたします。

2. 加算の算定に必要な対応等について

1の加算を算定するためには、LIFEへのデータ提出とフィードバック機能の活用によるPDCAサイクルの推進・ケアの向上を図ることが求められます（具体的なPDCAサイクルの推進等のイメージについては別添2を参照）。介護事業所等においては、具体的には、LIFEへの①利用申請手続き、②データ入力及びフィードバック機能の利用が必要です。

① 利用申請手続きについて

LIFEはwebシステムであるため、インターネットに接続できる環境が必要です。ま

た、利用するためには、以下の web サイトから利用申請を行い、ID・パスワードの発行を受ける必要があります（LIFE の利用申請等の方法については、別添 3 を参照して下さい。）。

利用申請後、事業所にパスワード等が記載された圧着はがきが、簡易書留で送付されます。時期については、通常、毎月 25 日までに利用申請があったものについて、翌月の上旬にはがきが発送されます。なお、介護報酬改定の前後の利用申請については、随時 はがきの送付をする予定ですが、令和 3 年 4 月前半に LIFE の利用を開始する場合は、令和 3 年 3 月 25 日までに利用申請を行う必要がありますので、ご注意ください。

また、令和 3 年 3 月までに CHASE 又は VISIT のいずれかを利用している場合は、ご利用の ID・パスワードを 4 月以降、引き続き利用することができます。なお、CHASE 及び VISIT の両方を利用している場合は、4 月以降、CHASE の ID・パスワードを引き続き利用することができます（VISIT の ID・パスワードについては、CHASE の ID・パスワードに統一されます。）。両システムのデータ等は LIFE に引き継がれます。

○ CHASE（LIFE）の利用申請の URL

<https://chase.mhlw.go.jp>

※ 令和 3 年 4 月以降は、以下の URL に切り替わる予定です。

<https://life.mhlw.go.jp>

○ CHASE の操作マニュアル等の web サイト

<https://chase.mhlw.go.jp/help>

※ 令和 3 年 4 月以降は、以下の URL に切り替わる予定です。

<https://life.mhlw.go.jp/manual.html>

② データ提出及びフィードバック機能の利用について

各加算の詳細な要件は、今後通知等でお示しをする予定ですが、別添 4－1 及び 4－2 の様式案のうち、原則として、自由記載の箇所を除く項目についてデータ提出をお願いする予定です。

なお、別添 4－2 では LIFE へのデータ入力とフィードバック機能の活用による PDCA サイクルの推進・ケアの向上を図ることが求められている加算に関連する様式一式を示しています。これらの様式の中で、LIFE へのデータ登録が加算算定に必要な様式については、別添 4－1 に示しています。

データ提出については、別添 5 に示すとおり、

- ・ LIFE の web サイトに直接データを入力し、様式作成とデータ提出を行う方法
- ・ 様式作成のために介護ソフトに入力したデータを、LIFE への CSV 連携により提出を行う方法

があります。

「科学的介護情報システム（LIFE）と介護ソフト間における CSV 連携の標準仕様につ

いて」(令和3年2月19日付厚生労働省老健局老人保健課事務連絡)により、LIFEと介護ソフト間におけるCSV連携の標準仕様について、お示しをしたところですが、各介護ソフトのLIFEへの対応の有無、対応方法、時期等は異なりますので、ご利用のソフトのベンダー等にお問い合わせください。

また、データ提出は、サービス提供月の翌月の10日(4月サービス分は、5月10日)までに行っていただく予定であり、そのデータの解析結果等のフィードバックについては、サービス提供月の翌月中に、LIFEのwebサイトを通じて実施予定です(PDF形式でダウンロードしていただく予定です)。詳細は追ってお示ししますが、介護事業所等においては、解析結果等のフィードバックの活用による、PDCAサイクルとケアの質の向上を図る取組を行っていただく必要があります。

○ データ提出の期限について

X月分の情報は、(X+1)月の10日までにLIFEのwebサイトを通じて提出してください。

なお、排泄支援加算、褥瘡マネジメント加算及び栄養マネジメント強化加算については、介護ソフト導入等に時間を要する場合のデータ提出の期限等について、別途お示しする予定です。

○ LIFEに対応した介護ソフト導入等に対する補助について

様式の作成のために介護ソフトに入力したデータを、LIFEへのデータ連携により提出する場合は、介護ソフトの導入やアップデート等にあたり、ICT導入支援事業(地域医療介護総合確保基金)等の利用が可能な場合があります。今般、都道府県に対して令和3年度の介護報酬改定にあわせた積極的な過年度執行の活用について依頼をしていますので、都道府県へお問い合わせください。(別添6)

3. LIFEの機能全般に関するご質問について

ご質問は、「CHASE ヘルプデスク」にて受付しますので、下記のE-mail宛にお問い合わせいただきますようお願いいたします。なお、新規申請に係るご質問のみ「利用申請ヘルプデスク」にて電話で受け付けることが可能ですが、介護報酬改定の前後は、電話が混み合うことが予想されますので、2でご案内しているCHASEの操作マニュアル等のwebサイトをご覧ください。可能な限りE-mailでのお問い合わせにご協力ください。

【CHASE ヘルプデスク 連絡先】

E-mail : chase@toshiba-sol.co.jp

【利用申請ヘルプデスク 連絡先】

電話番号 : 042-340-8819 (平日 10:00~16:00、4月以降は別番号に変更予定)

E-mail : chase@toshiba-sol.co.jp